

反社会的勢力への対応規程

平成 31 年規程第 16 号
平成 31 年 1 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 年金積立金管理運用独立行政法人は、次の通り反社会的勢力への対応方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と役職員の安全性の確保に努めるものとする。

(対応方針)

第 2 条 反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織全体として対応を図るものとする。

2 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力に対して裏取引や資金提供は絶対に行わない。

3 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとする。

(雑則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

(規程の制定又は改廃)

第 4 条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。